

# 民間被害者支援団体の 役割と課題

2024年2月22日(木)

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

# 目 次

---

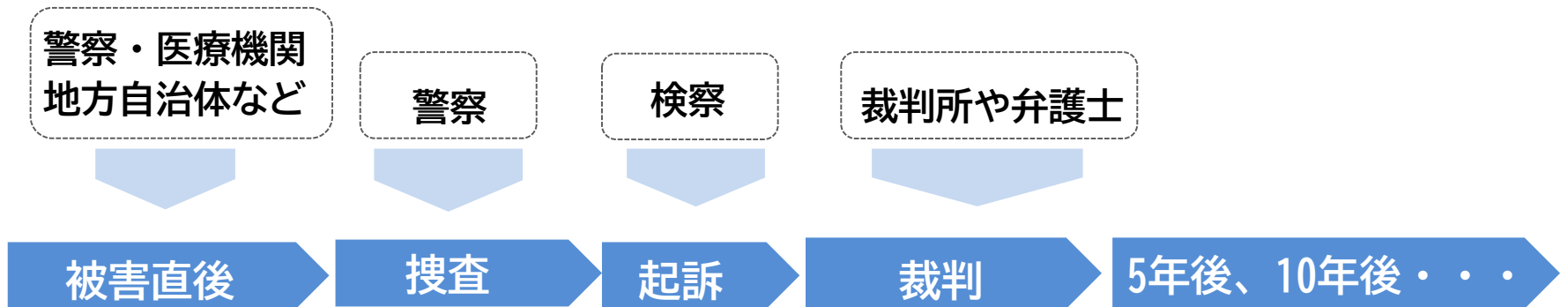
- 民間被害者支援団体の役割
- 「被害者支援センター」の支援内容
- 犯罪被害者等早期支援団体：47団体
- 被害者支援活動における課題など
  - [課題1]・支援活動責任者の専任体制の整備
  - [課題2]・相談員等の高齢化と離職増加
  - [課題3]・直接的支援にかかる人数と処遇
  - [課題4]・民間被害者支援団体の認知度向上
  - [課題5]・関係機関のさらなる連携強化

## = 資料 =

- 被害者支援センター所属職員の年齢分布
- 被害者支援センター所属職員の離職者数と離職率
- 被害者からの相談の推移（2015年度～2022年度）
- 犯罪被害相談に占める各被害罪種の比率（2022年度分）
- 直接的支援の件数の年推移（2015年度～2022年度）
- 直接的支援の内容（2022年度分）
- 相談員等の人数（2017年度～2023年度）
- 犯罪被害者等の相談機関・窓口の認知度  
（2017年内閣府政府広報室調査、2019年8月東京都生活文化局調査）
- 被害者支援体制の枠組み

# 民間被害者支援団体の役割

全国の民間被害者支援団体で犯罪被害者支援従事者の約6割はボランティアで、常勤は1割に満たない。ボランティアによる支援の提供は犯罪被害者等支援活動に不可欠である。



民間支援団体による途切れのない中長期的な支援  
(犯罪被害者等ワンストップ支援機能)

- ▶ 警察からの情報提供による被害直後からの支援（犯罪被害等早期援助団体）
- ▶ 各機関と連携しながら被害者の方を総合的に、そして継続的に支援
- ▶ 自助グループ活動と被害者支援に関する最新の情報提供により支援活動の充実化

# 「被害者支援センター」の支援内容

支援従事者は、長期間にわたり専門的な訓練を積み、被害者支援にかかわる知識を習得した支援経験豊富な犯罪被害相談員・直接支援員です。被害者等の方が望む支援を被害者等に寄り添い、こまやかに提供することで、被害者等の方の心身の負担を軽減し、中長期にわたり支えます。

## 電話相談

電話で困りごと、悩みごと、たすけてほしいことを伺います。



## 面接相談

対面してお困りごと等をお聞きし、センターで提供できる支援について説明します。



## 法律相談付添い

被害者支援に精通した弁護士の紹介と相談時の付添いをし、相談後の被害者等の方からの質問を受けし、補完を行います。



## 自助グループの運営

被害者等の方の心情を吐露できる場を設け、回復の一助となるようサポートします。

## 検察庁付添い

検察から捜査協力を求められた際に同行します。



## 警察付添い

被害届を出す際や、実況見分に同行し、被害者等の方の負担軽減に努めます。



## 裁判関連支援

被害者等の方や関係者の方の心身の負担を軽減するため被害者参加制度や証言する際に同行し控室の確保、飲料の等を提供し、代理傍聴、傍聴席の確保などを行います。



## 心理的支援

被害による影響で、心の負担が大きい被害者等の方に対し、カウンセリングを提供したり、医療機関の紹介を行います。



## 「刑の執行段階における被害者等の聴取・伝達制度」(令和5年12月施行) 利用時の支援(付添い等)

被害者等の方が制度を利用する際の補助や、更生施設等で、心情を伝達する際に同行します。

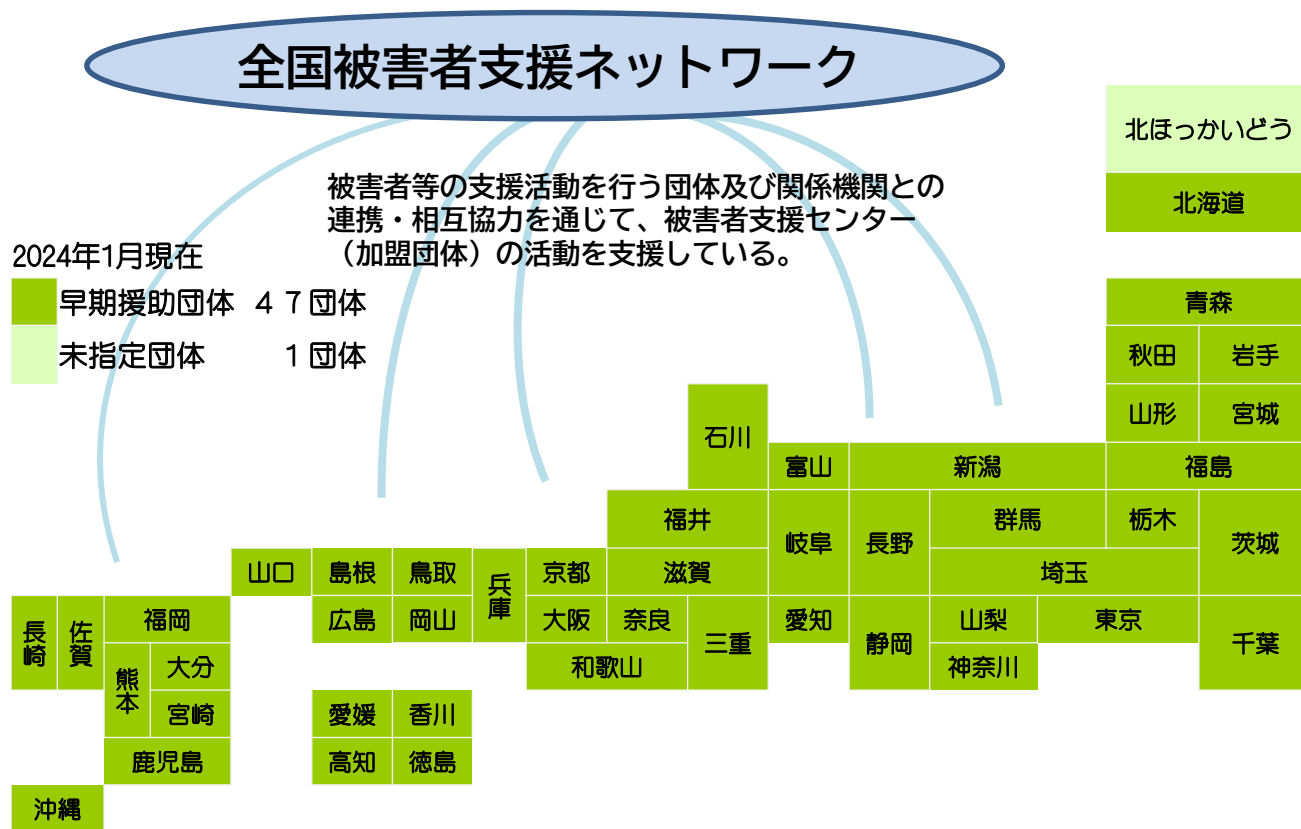
その他、・日常生活支援・病院付添い・行政窓口付添い・緊急支援金・宿泊施設の提供・保育・物品貸与等を行います。

※センターにより提供する支援内容は異なります。また、センターの支援は全て無料で提供されており、被害者等の方に金銭の負担が発生することはありません。

# 犯罪被害者等早期援助団体：47団体

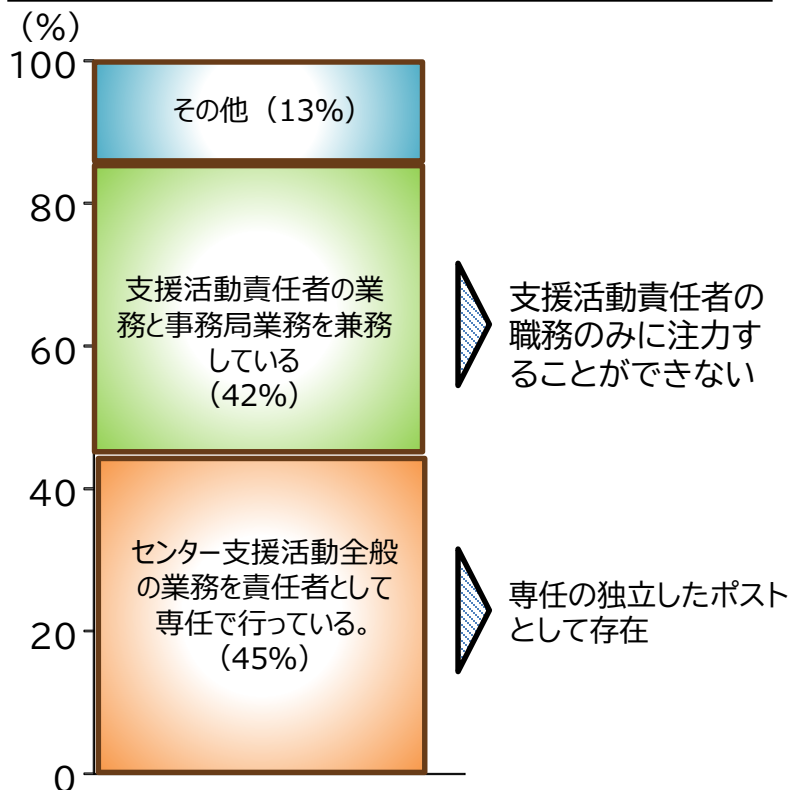
## ＜犯罪被害者等早期援助団体＞

犯罪被害者支援法に基づき、都道府県公安委員会が犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に実施できる団体として指定。



# 課題1 支援活動責任者の専任体制の整備

## 支援活動責任者の専任・兼任状況



※38センター回答による/2023年6月調査

## それぞれの状況における課題

支援活動責任者の職務のみに注力することができない

● 支援活動責任者として責任が重い立場であるにもかかわらず、事務局の業務も行わなければならない、体力的・心理的負担が大きい。

専任の独立したポストとして存在

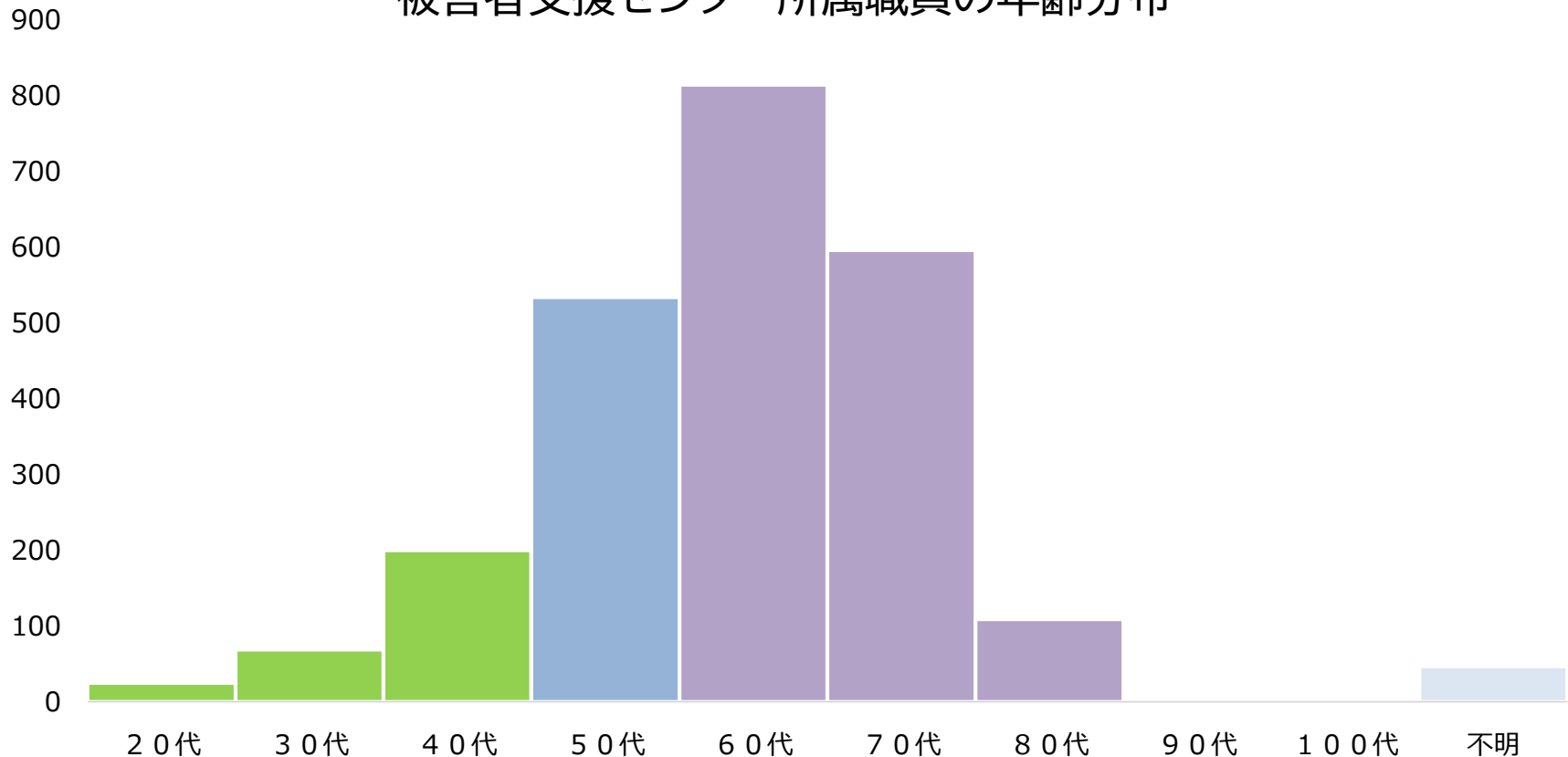
● 支援活動責任者が専任で支援活動に携われる状況が望ましいが、責務に見合った適切な活動費の支給が難しい状況も一部見られる

管理部門との兼任体制、組織上のポストの未設置など、支援活動責任者の専任体制が整っていないセンターが約半数を占める。すべてのセンターにおいて専任体制を整備し、責務に見合った適切な活動費を支給することが、支援体制の強化につながる。そのための国による財政支援が必要である。

## 課題2 相談員等の高齢化と離職増加

相談員等の高齢化による急激な離職増加が予想される

被害者支援センター所属職員の年齢分布

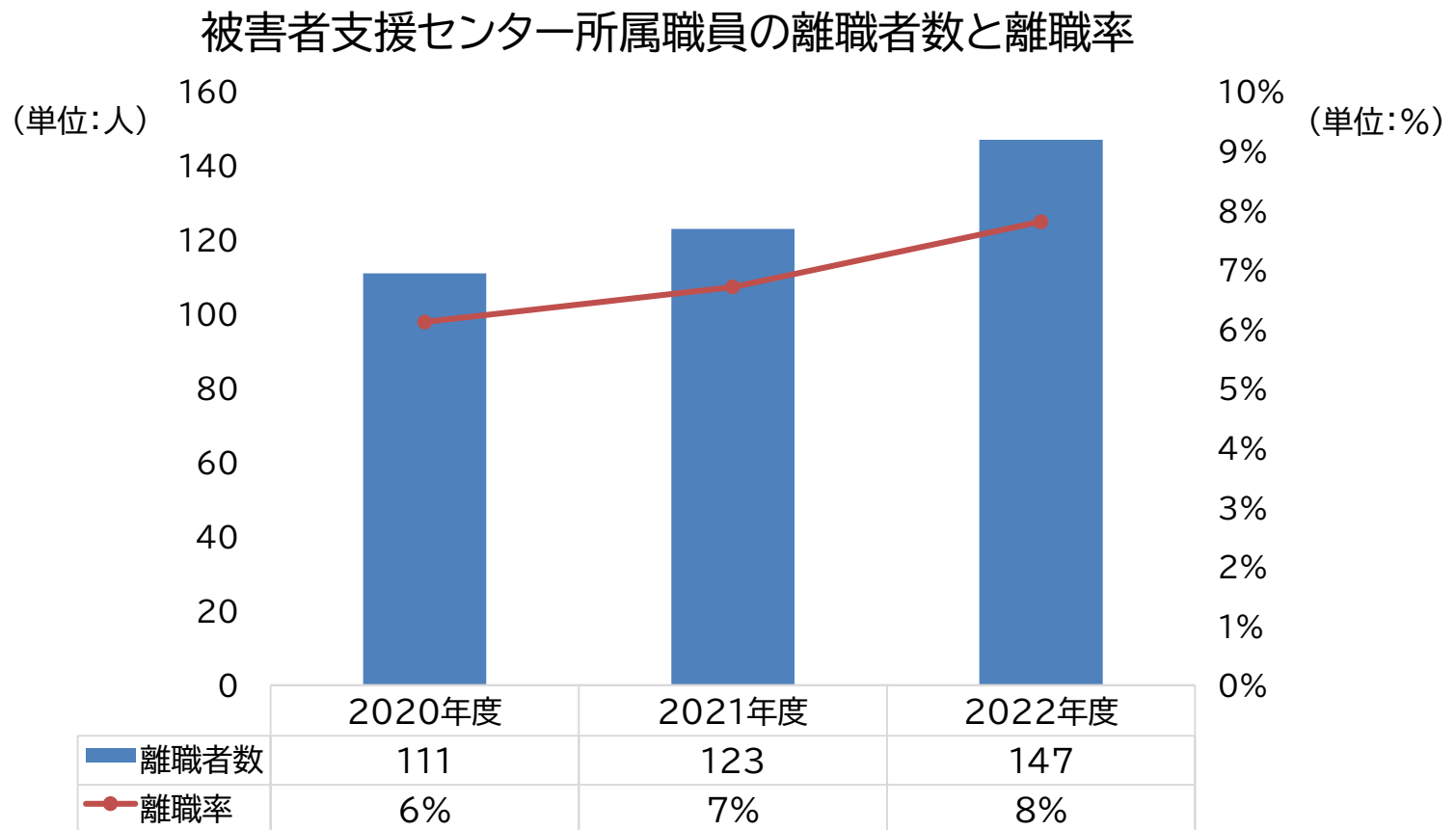


- 職員の年齢は60歳以上が約6.5割を占め、20～40代は全体の約1割にとどまる。
- この世代がリタイアすると、相談員等の人数の激減が予想される
  - 相談員等の離職防止のため、新たな人材確保や処遇改善等が急務である



## 課題2 相談員等の高齢化と離職増加

相談員等の離職者は増加し、離職率も10%へ近づいている

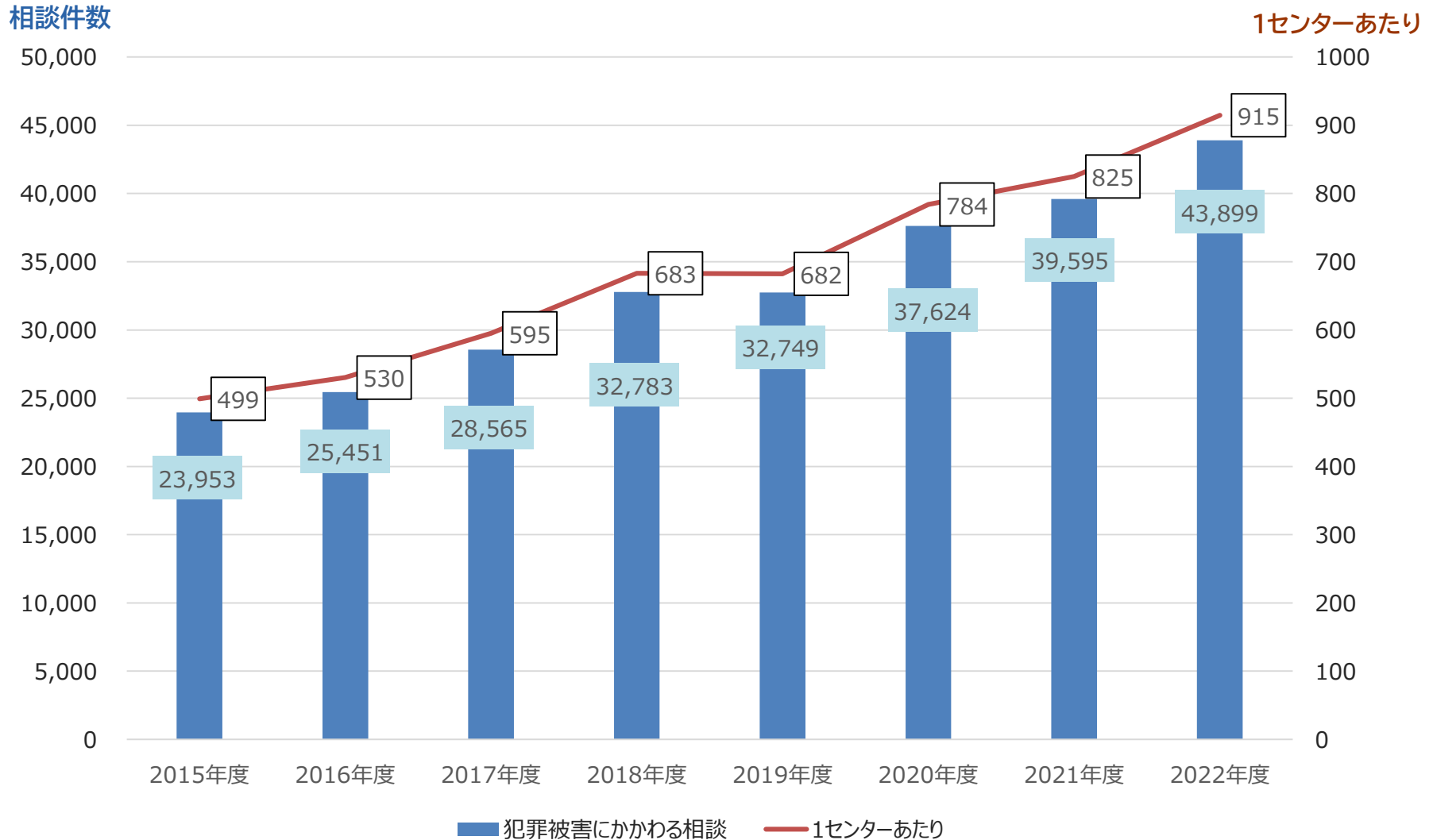


職員の年齢は60歳以上が約6.5割を占め、20～40代は全体の約1割にとどまる。

- この世代がリタイアすると、相談員等の人数の激減が予想される
- 相談員等の離職防止のため、新たな人材確保や処遇改善等が急務である

# 被害者からの相談の推移

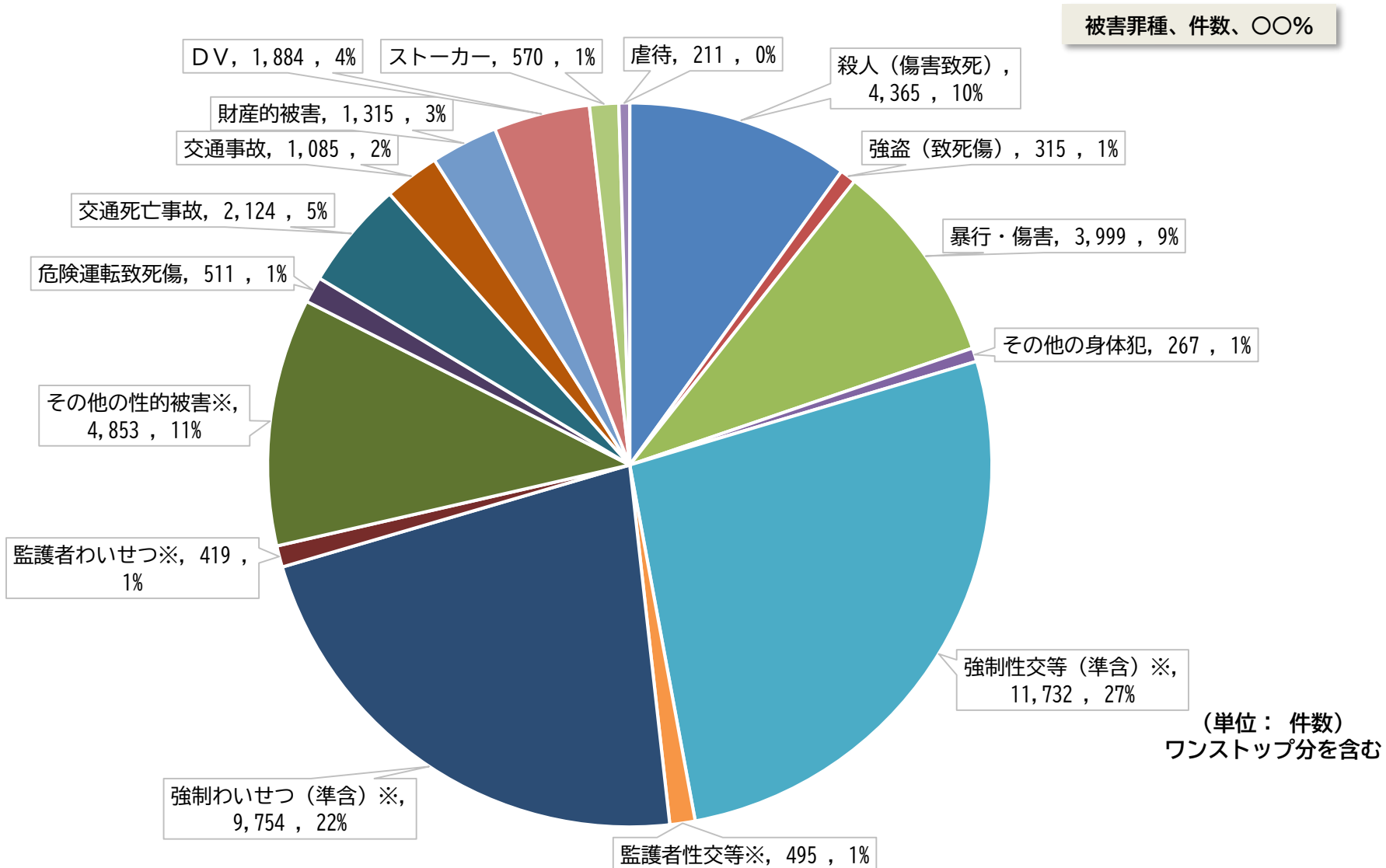
犯罪被害に関わる相談は、年々増加している



(※2023年4月全国被害者支援ネットワーク調べ)

(単位： 件数) ワンストップ分を含む

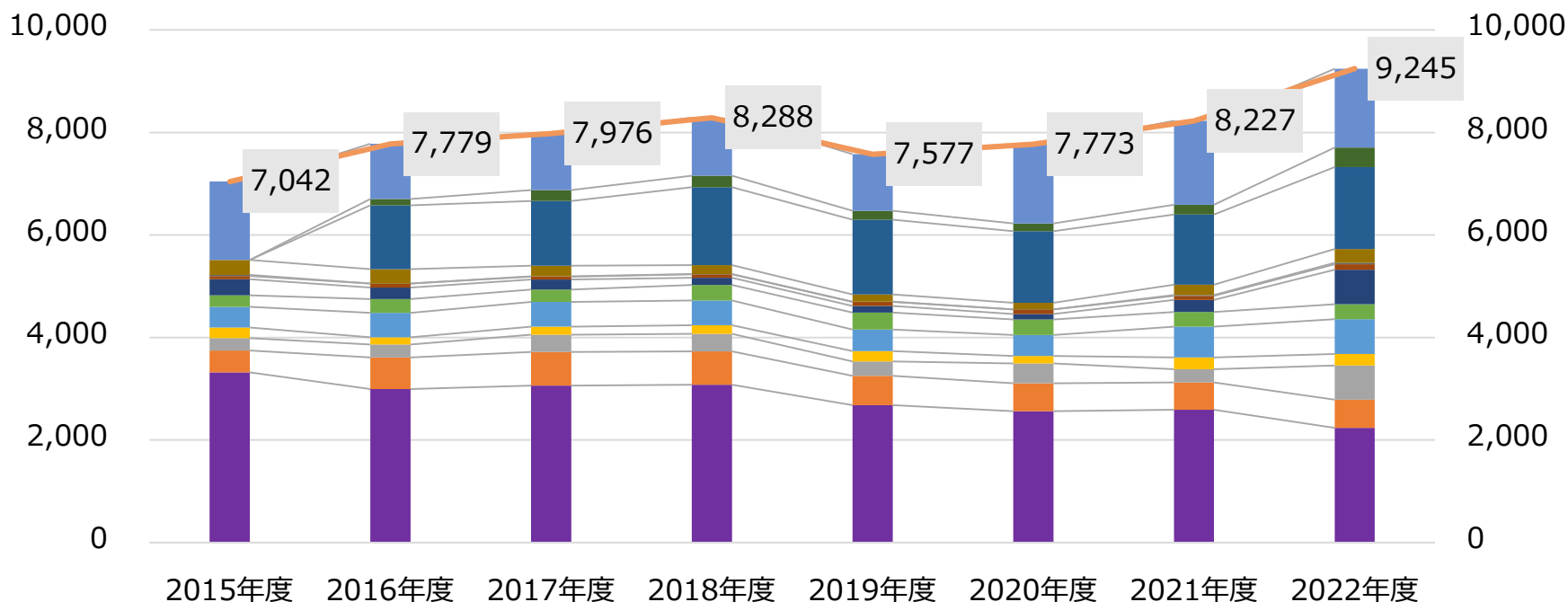
# 犯罪被害相談に占める各被害罪種の比率（2022年度分）



(※2023年4月全国被害者支援ネットワーク調べ)

# 直接的支援の件数の年推移(2015~2022)

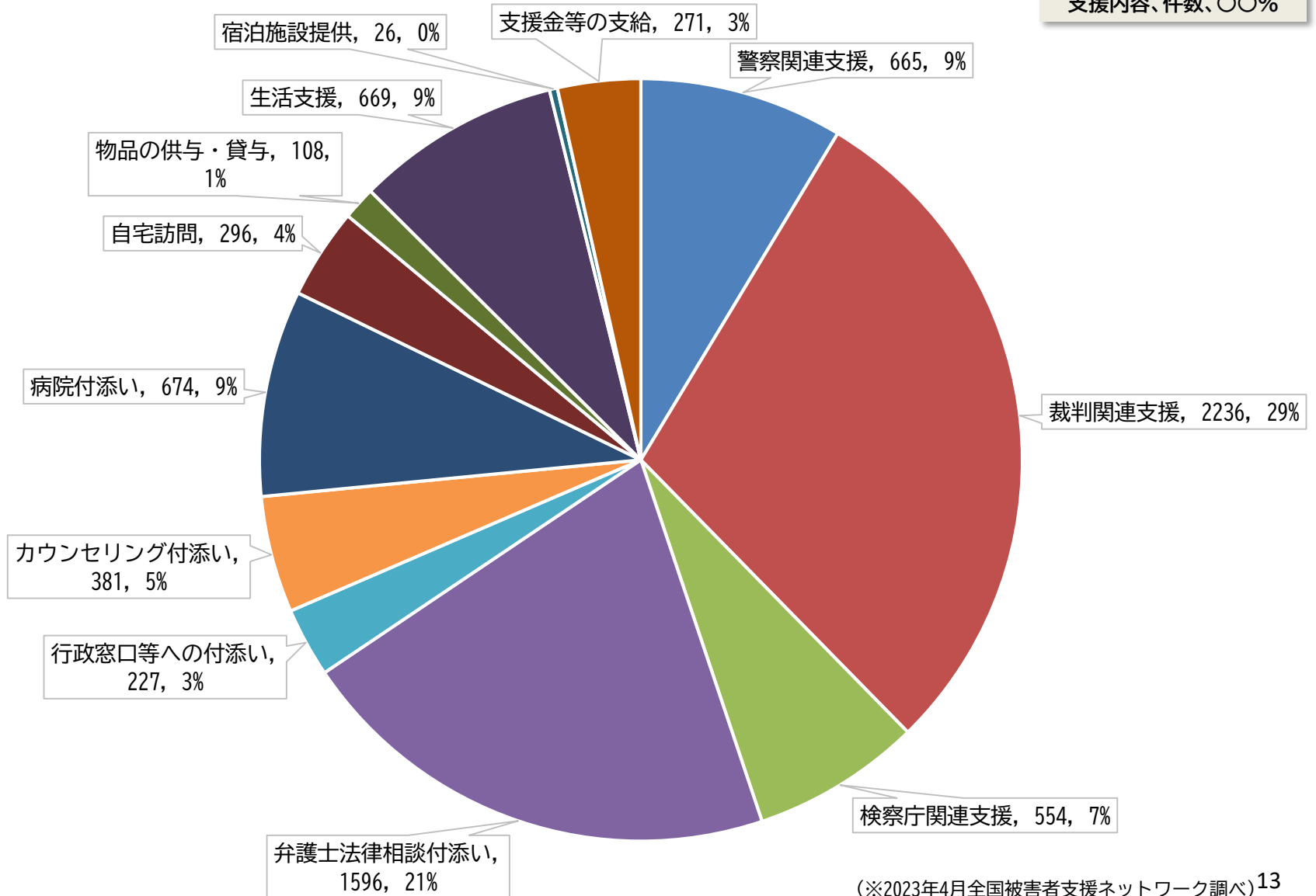
直接的支援の件数は年々増加。裁判関連、弁護士法律相談付添い支援が突出。  
 犯罪被害者等が複数県にまたがる大規模事案の場合、所在の支援センターが連携した直接的支援を行う。



- 裁判関連支援
- 検察庁関連支援
- 警察関連支援
- 行政窓口等への付添い
- 病院付き添い
- 自宅訪問
- 生活支援
- 物品の供与・貸与
- 宿泊施設提供
- 支援金等の支給
- 弁護士法律相談付添い
- カウンセリング付添い
- その他
- 計

# 直接的支援の内容(2022年度)

支援内容、件数、〇〇%



### 課題3

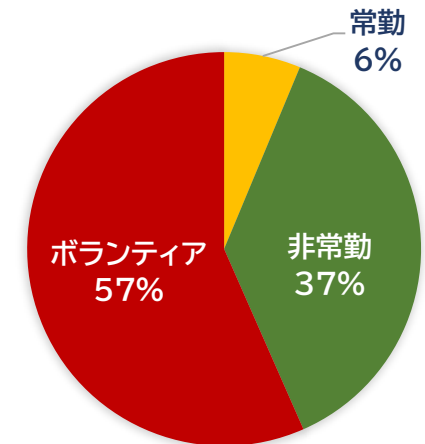
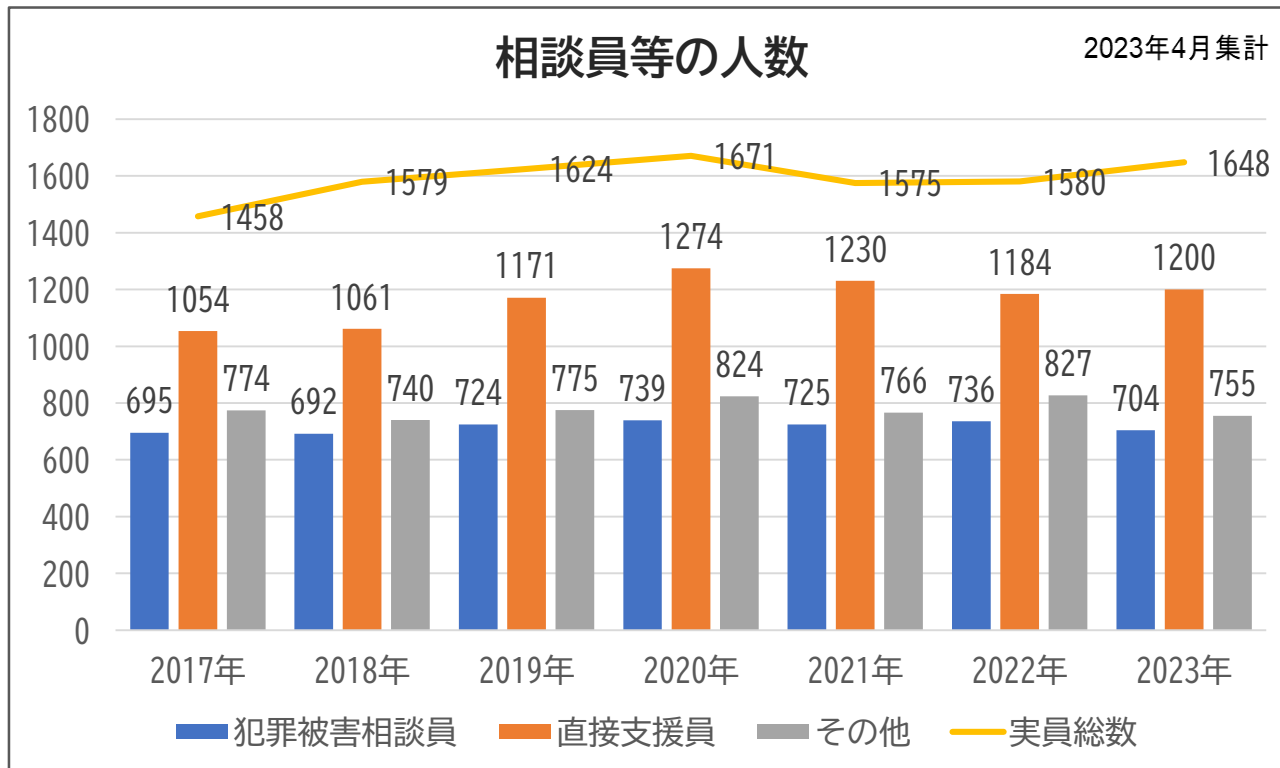
# 直接的支援にかかる人数と処遇

直接的支援件数は増加するも、支援員の人数は追従せず、高齢化も進む。

直接的支援に係る費用の増加は、センターの財政を圧迫。

(財政が困窮する支援センターは、交通費、昼食代のみ支給。)

直接的支援の提供体制の強化には、支援の実態に応じた財政支援が必要である。



2023年4月現在の割合

※1「その他」は、相談員、直接支援員を援助するボランティア職員等

※2「犯罪被害相談員」、「直接支援員」、「その他」は、同一人物を重複カウントしている場合を含む。  
「実員総数」は、重複カウントを含まない。

## 課題4

# 民間被害者支援団体の認知度向上

犯罪被害に遭ってから「民間被害者支援団体」を知る国民が大半である。  
関係機関においても、認知度は低い。

➔ 「民間被害者支援団体」の認知度をUPし、早期に適切な支援を届ける。

### ○ 社会的認知度の向上

- ・SNS等を活用した広報活動
- ・記者クラブ、地元新聞社のセンター見学など良好な関係構築(2次的被害防止にもつながる)
- ・犯罪被害者等支援条例に民間被害者支援団体の存在が明記され、地方公共団体による民間被害者支援団体に対する支援が盛り込まれることによる、地域住民の認知度向上

### ○ 関係機関への認知度向上

- ・捜査幹部の研修や各級会議等において民間被害者支援団体についての講義(警察庁)
- ・被害者支援連絡協議会、被害者支援ネットワークにおいて民間被害者支援団体についての講義(警察庁)
- ・関係府省庁の会議等において民間被害者支援団体についての講義(関係府省庁)

### ○ 地方自治体への認知度向上

- ・知事会、市長会等において民間被害者支援団体についての講義

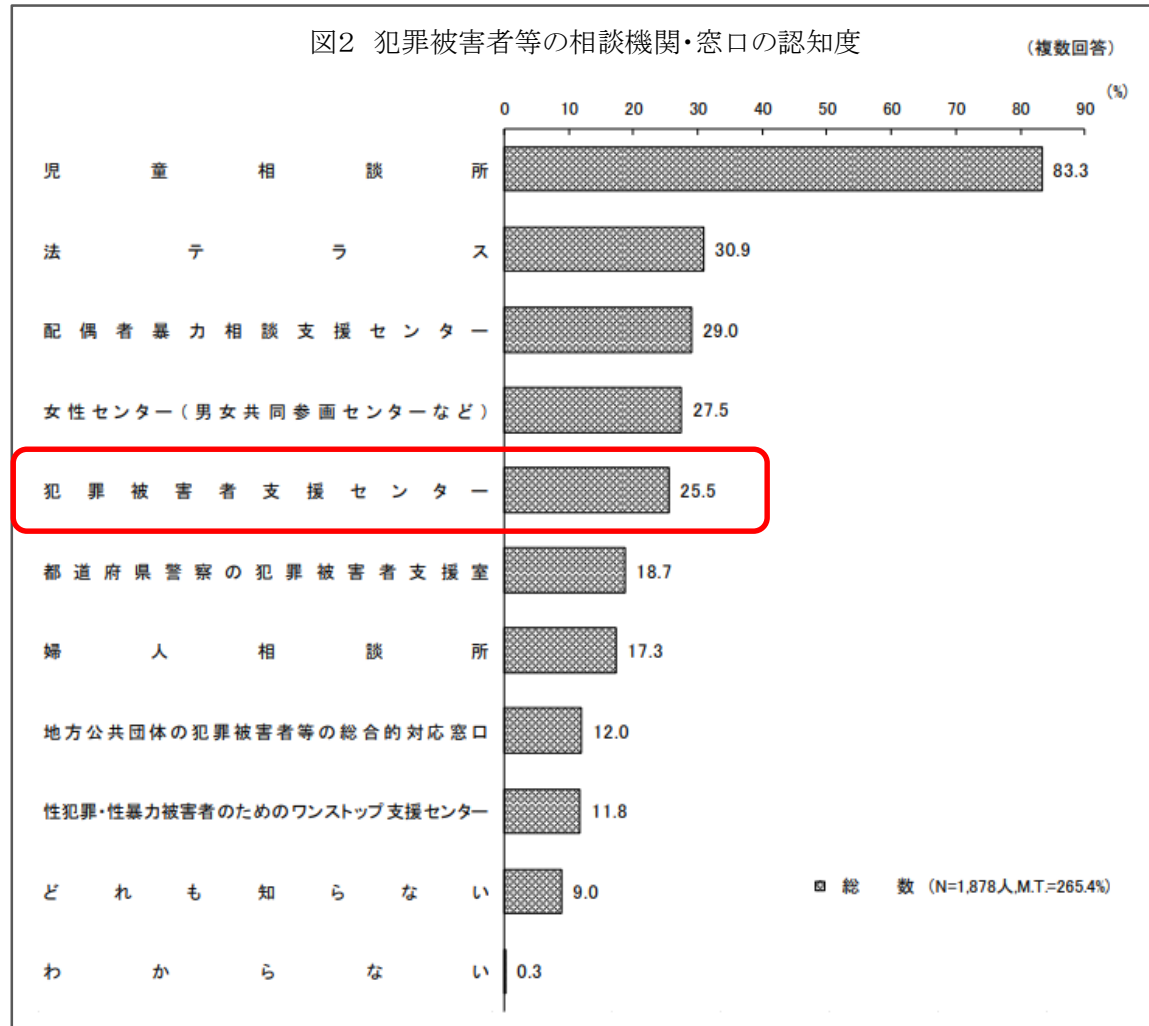
### ○ 学校や教育委員会、児童相談所への認知度向上

- ・校長、教育委員会、児童相談所等校等において民間被害者支援団体についての講義

## 課題4

# 民間被害者支援団体の認知度向上

犯罪被害者支援センターを知っていると回答した国民は、25.5%  
東京都の調査では(公社)被害者支援都民センターを知っていると回答は9.7%※1



※1  
2019年8月調査  
東京都生活文化局



犯罪被害者支援において多様な機関・団体・専門職等の連携が不可欠である。

➡ 地域における被害者支援のための関係機関の連携・協働の体制の確立

## ○ 関係府省庁の連携強化

- ・関係府省庁の担当部署と民間被害者支援団体等において連携のあり方について協議。
- ・関係府省庁の都道府県の関係部署へ民間被害者支援団体等との連携のあり方について周知を図る。

## ○ 被害者支援連絡協議会、被害者支援地域ネットワークの連携強化

- ・犯罪被害者等支援条例の中に、「被害者支援連絡協議会」、「被害者支援地域ネットワーク」を規定し、「情報提供」と「守秘義務」とともに、法的に関係機関連携を位置づける。

## ○ 地方自治体との連携強化

- ・市区町村の犯罪被害者等支援条例に民間被害者支援団体の役割や支援活動への援助等について規定し、法的に関係機関連携を位置づける。

## ○ 学校や教育委員会、児童相談所との連携強化

- ・関係省庁の方針に基づき、民間被害者支援団体等との具体的な連携のしくみづくり。

